

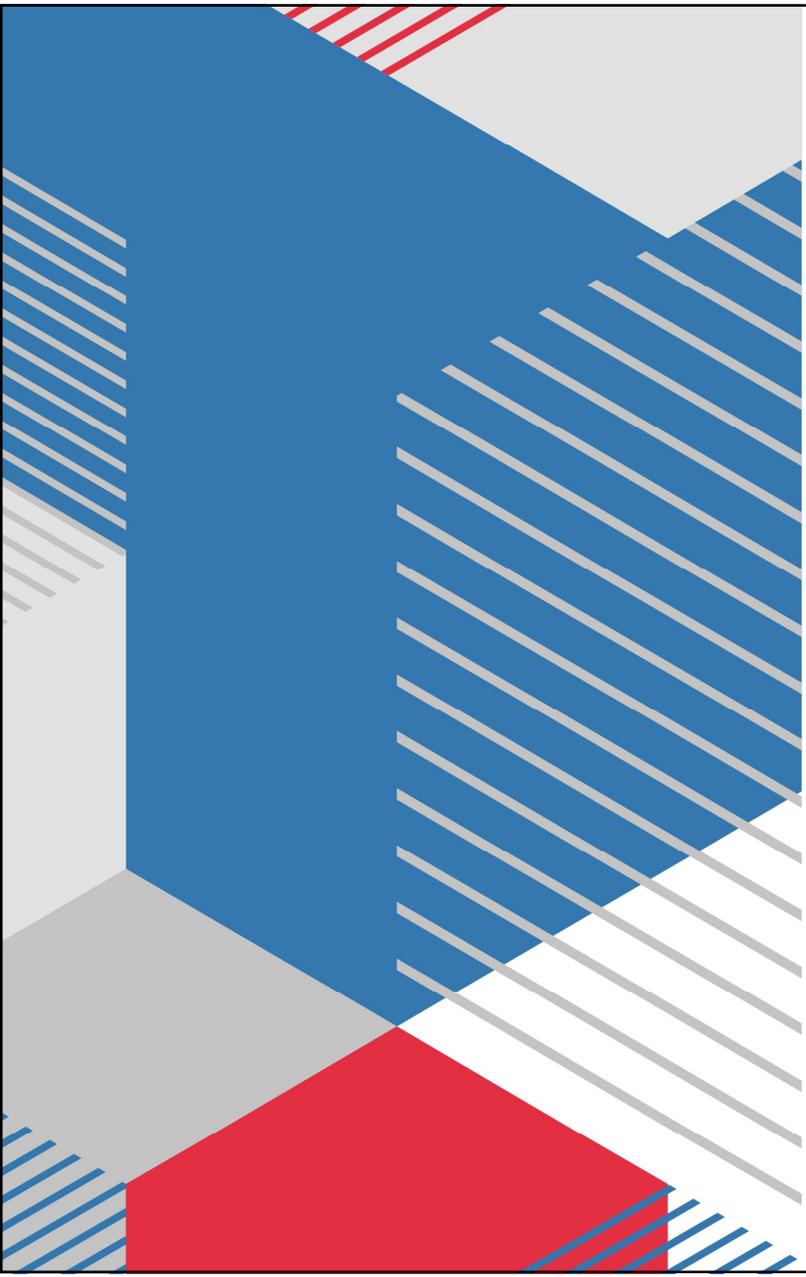
【産業保健セミナー】2024.9.5

「早わかり労働安全衛生法」

開始時間 14：30～

しばらくお待ちください

受講後、アンケートへのご協力をよろしくお願いいたします



早わかり 労働安全衛生法

神奈川産業保健総合支援センター
産業保健相談員 中山 寛之

労働安全衛生法

労働安全衛生法とは

- 目的
- 事業者等の責務
- 労働災害防止計画

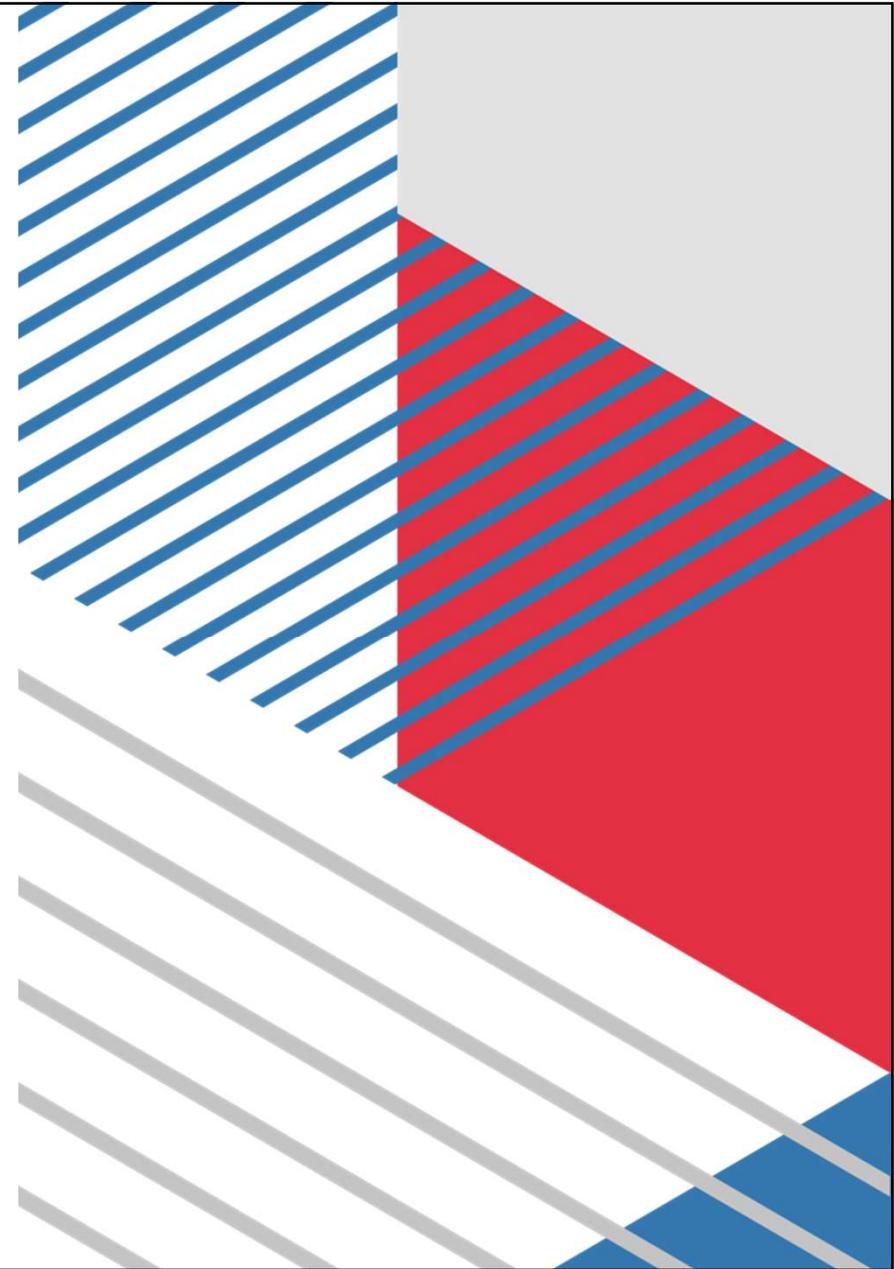
安全衛生管理体制

安全衛生教育の概要

健康の保持増進のための措置

- 健康診断
- 健康診断実施と事後措置

ストレスチェック制度



労働安全衛生法とは？

労働安全衛生法の目的

労働災害防止に関する総合的・計画的な対策の推進

危害防止基準
の確立

責任体制の
明確化

自主的活動の
促進措置

労働者の安全と健康の確保

快適な職場環境
の形成促進

事業者等の責務

事業者等の責務

事業者

- ①法の最低基準を守ること
- ②快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて労働者の安全と健康の確保
- ③国が実施する労働災害を防ぐための施策への協力

機械、器具の設計者、 製造者、輸出者等

機械、器具、原材料、建設物が使用されることによる労働災害の防止

建設工事の 注文者等

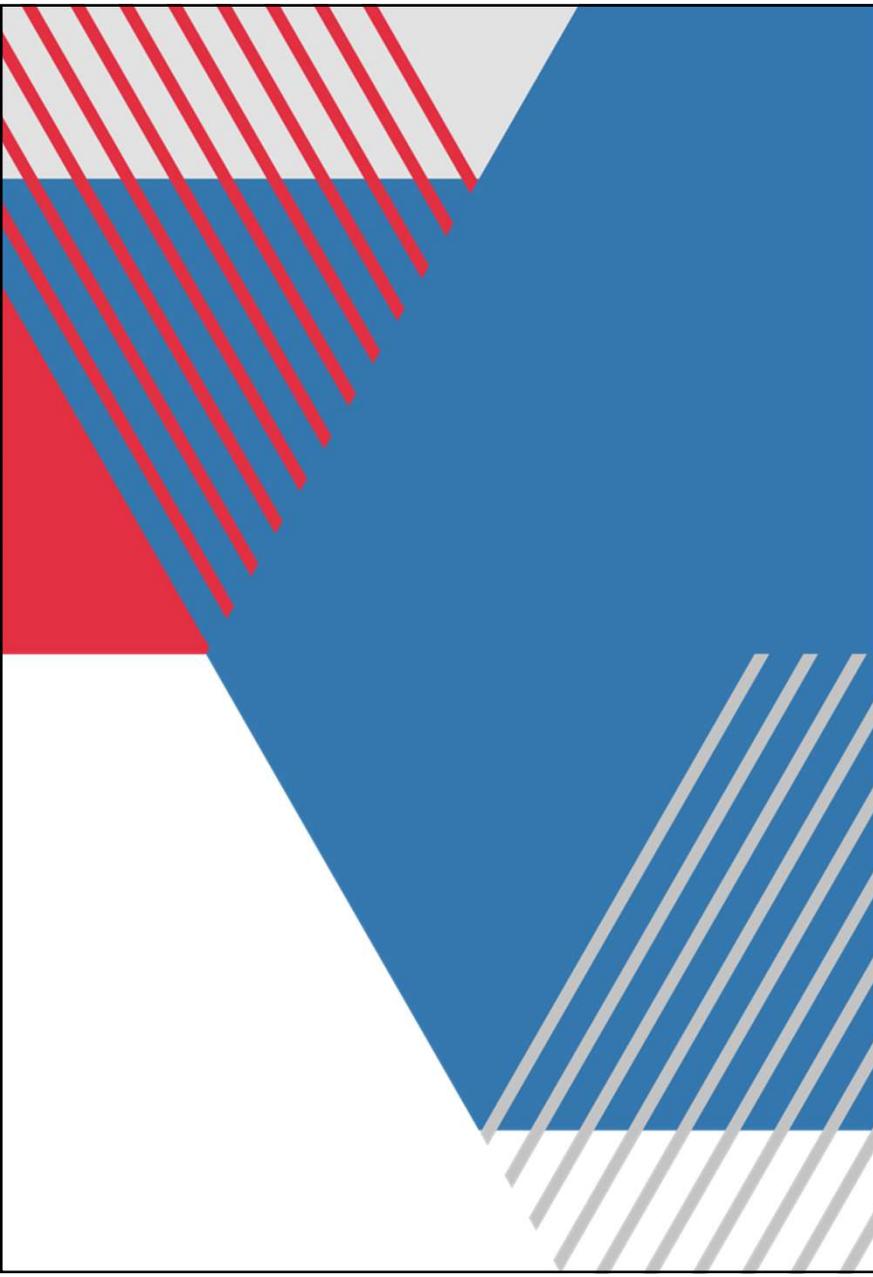
施工方法、工期等についての配慮

協力



労働者

協力



「事業者」とは？

労働者を使用して事業を行う者です。

会社などの法人であれば、法人そのものが該当し、個人で事業を営むのであれば、事業経営主を指します。すなわち、事業を営むにあたって、利益の帰属主体そのものを事業者としています。

安衛法に違反した場合の罰則の適用は、事業者である法人または事業経営主に対して適用されることとなります。

労働災害防止計画

- ・労働災害防止計画とは、安衛法第6条の規定に基づき、厚生労働大臣が「労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画を策定」したものです。簡潔に言うと労働災害を減少させるために、国が重点的に取り組む事項を定めた5か年計画です。
- ・働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、従業員高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援やコロナ禍におけるテレワークの拡大等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しなどを踏まえ、2023年4月～2028年3月までの5年間を計画期間とする「第14次労働災害防止計画」が制定されています。

※[第14次労働災害防止計画の概要](#)

第14次労働災害防止計画について

- ・本計画の方向性としては、「①事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があつたとしても、安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する、②転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく、③誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する、」とされています。
- ・労働災害や職業性疾病の現状を踏まえ、下記の8つの重点対策を示し、計画期間内に達成することを目指す各指標とともに具体的な取組までを定めています。
 - ①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
 - ②労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
 - ③高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
 - ④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
 - ⑤個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
 - ⑥業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業）
 - ⑦労働者の健康確保対策の推進
 - ⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進

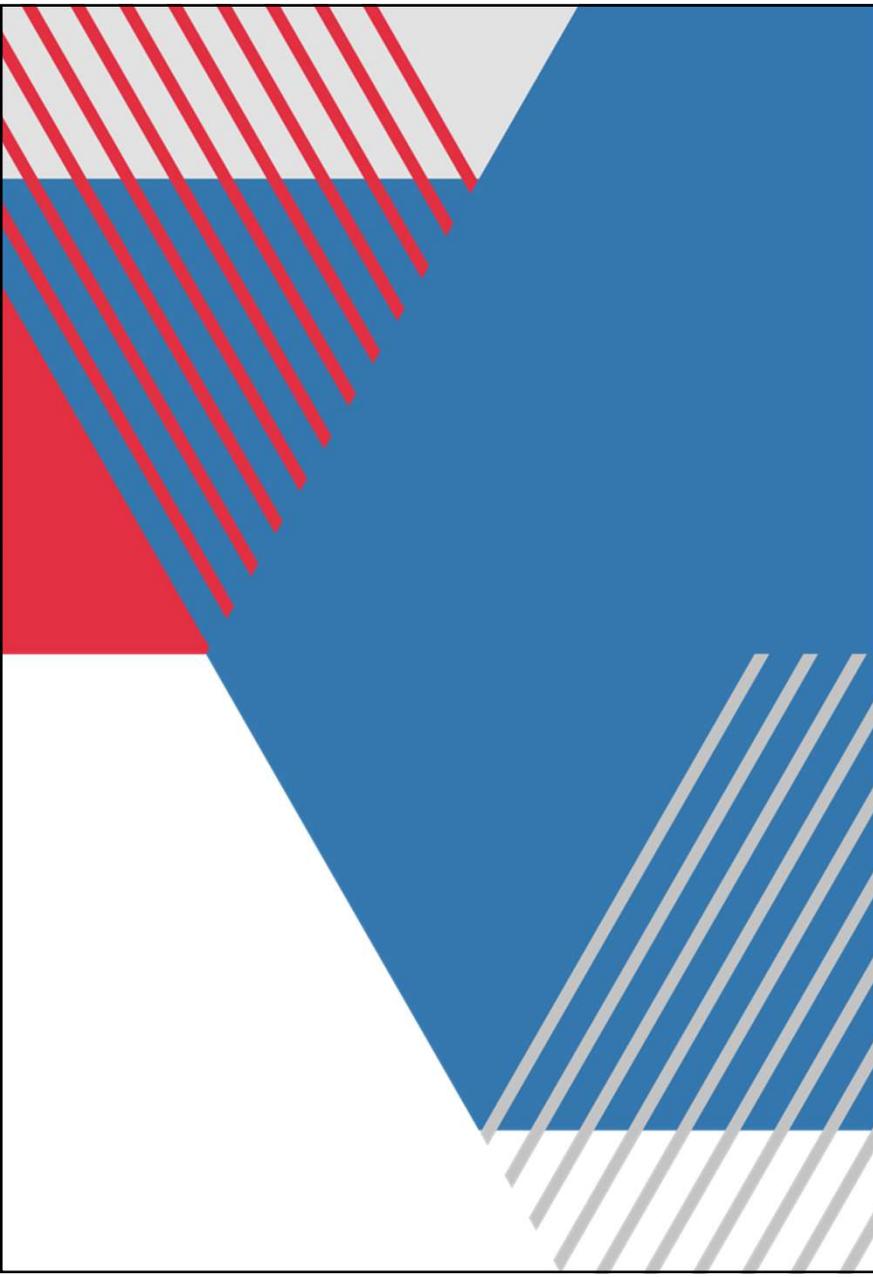
安全衛生管理体制 (業種・事業場規模別)



		業種区分		
事業場規模 (常時使用する労働者数)		林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業 (安衛令2条第1号)	製造業(物の加工業を含む) 電気業,ガス業,熱供給業 水道業,通信業,各種商品卸売業 家具・建具・じゅう器等卸売業 各種商品小売業 家具・建具・じゅう器小売業 燃料小売業,旅館業,ゴルフ場業 自動車整備業、機械修理業 (安衛令2条第2号)	その他の業種 (安衛令2条第3号)
	1,000人以上			
	300~999			
	100~299			
50~99				

事業場規模 (常時使用する労働者数)	業種区分			
		林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業 (安衛令2条第1号)	製造業(物の加工業を含む) 電気業,ガス業,熱供給業 水道業,通信業,各種商品卸売業 家具・建具・じゅう器等卸売業 各種商品小売業 家具・建具・じゅう器小売業 燃料小売業,旅館業,ゴルフ場業 自動車整備業、機械修理業 (安衛令2条第2号)	その他の業種 (安衛令2条第3号)
	10~49	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業者</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">選任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">安全衛生推進者</div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業者</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">選任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">安全衛生推進者</div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業者</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">選任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">衛生推進者</div> </div>
1~9	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業者</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業者</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業者</div>	





「常時使用する労働者の数」とは？

常時使用する労働者の数は、日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数をいいます。

派遣中の労働者については、事業場規模の算定に際し、派遣先の事業場及び派遣元の事業場の双方について、派遣中の労働者の数を含めて、常時使用する労働者の数を算出するものとされています。

安全管理者と安全委員会については選任・設置義務が派遣先事業場のみ課せられていますので、派遣先の事業場について、派遣中の労働者の数を含めて算出します。

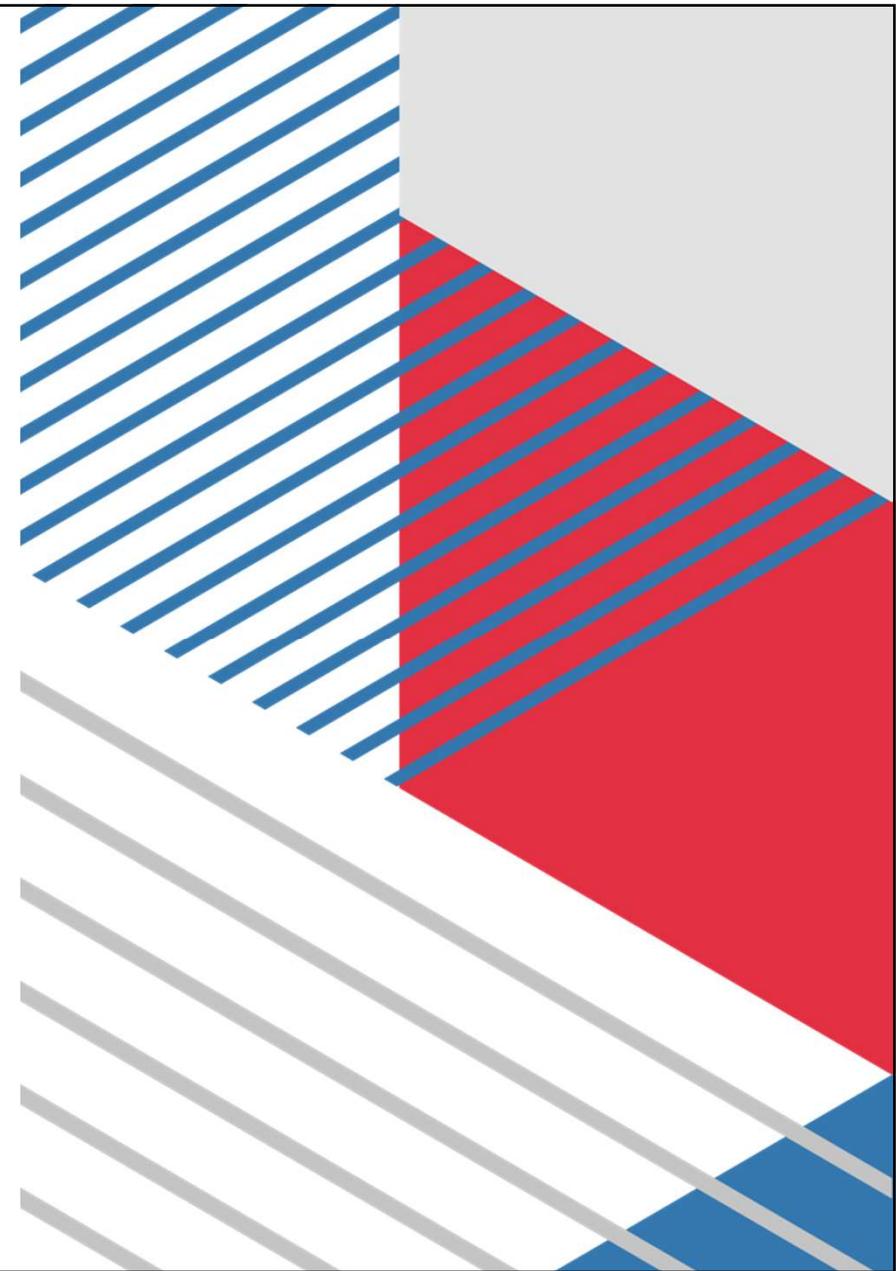
総括安全衛生管理者を選任すべき事業場

業種	選任すべき規模 (常時使用労働者数)
林業、鉱業、建設業、運送業および清掃業	100人以上
製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業および機械修理業	300人以上
その他の事業	1000人以上

総括安全衛生管理者の職務

安全管理者、衛生管理者、救護に関する措置のうち技術的事項を管理する者の指揮および次の事項の統括管理

- 1.労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- 2.労働者の安全衛生のための教育の実施に関すること
- 3.健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- 4.労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- 5.安全衛生に関する方針を表明すること
- 6.危険性または有害性等の調査（リスクアセスメント）およびその結果に基づき講ずる措置に関すること
- 7.安全衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関すること



安全管理者の職務

1. 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置
2. 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検および整備
3. 作業の安全についての教育および訓練
4. 発生した災害原因の調査および対策の検討
5. 消防および避難の訓練
6. 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
7. 安全に関する資料の作成、収集および重要事項の記録
8. その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における安全に関し、必要な措置

安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちにその危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

安全管理者の資格要件

1. 以下の①～⑤のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修（安全管理者選任時研修）を修了したもの

①学校教育法による大学、高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

②学校教育法による高等学校、中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

③学校教育法による大学、高等専門学校における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

④学校教育法による高等学校、中等教育学校において理科系統の学科以外の正規の学科を修めて卒業した者で、その後6年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

⑤7年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

⑥その他（職業訓練課程修了者関係）

2. 労働安全コンサルタント

専任の安全管理者とすべき 業種と事業場規模

業種	選任すべき規模 (常時使用労働者数)
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	100人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1000人以上
安全管理者の選任が必要な業種で上記以外のもの。ただし、過去3年間の労働災害による休業1日以上の死傷者数の合計が100人を超える事業場に限る	2000人以上

衛生管理者の職務

- 1.健康に異常のある者の発見とその措置に関すること。
- 2.作業環境の衛生上の調査に関すること。
- 3.作業条件、施設などの衛生上の改善に関すること。
- 4.労働衛生保護具、救急用具などの点検と整備に関すること。
- 5.衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に関すること。
- 6.労働者の負傷と疾病、それらによる死亡あるいは欠勤や移動についての統計に関すること。
- 7.その他衛生日誌の記載など職務上の記録の整備に関すること。

衛生管理者は少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

衛生管理者の選任

事業場規模（常時使用する労働者数）	衛生管理者の選任数
50人以上200人以下	1人以上
201人以上500人以下	2人以上
501人以上1,000人以下	3人以上
1,001人以上2,000人以下	4人以上
2,001人以上3,000人以下	5人以上
3,001人以上	6人以上

※法定の有害業務のうち一定の業務を行う有害業務事業場では、衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理免許所持者から選任しなければなりません。

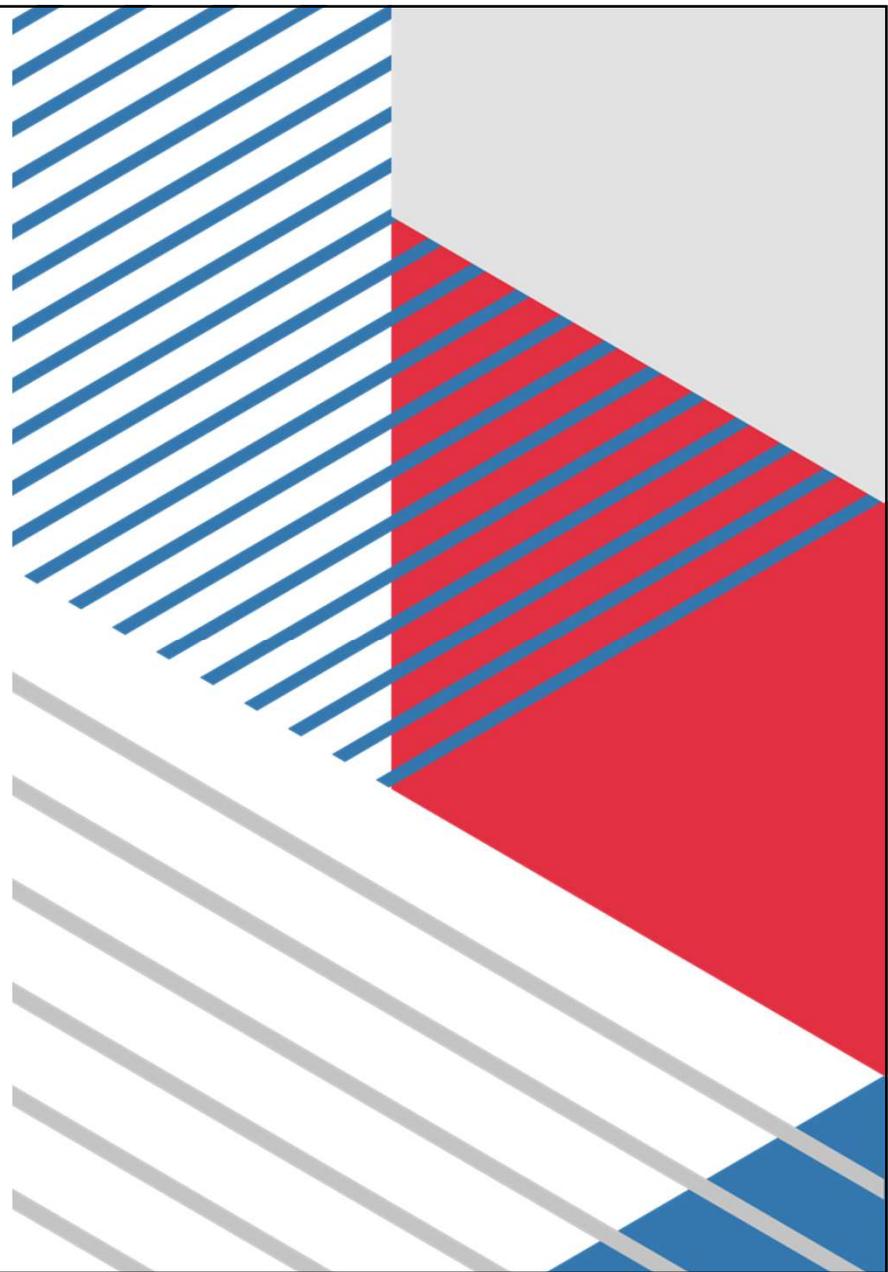
次に該当する事業場の場合、衛生管理者のうち1人を専任の衛生管理者としなければなりません。

※1 常時1,000人を超える労働者を使用する事業場

※2 常時500人を超える労働者を使用し、かつ法定の有害業務に常時30人以上の労働者を従事させている事業場

衛生管理者の資格要件

業種	資格
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業	<ul style="list-style-type: none">・ 第一種衛生管理者免許・ 衛生工学衛生管理者免許・ 医師・ 歯科医師・ 労働衛生コンサルタント・ 厚生労働大臣の定める者
その他の業種	(上記のほか、) <ul style="list-style-type: none">・ 第二種衛生管理者免許



産業医の職務

- 1.健康診断、面接指導等の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置、作業環境の維持管理、作業の管理等労働者の健康管理に関すること。
- 2.健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- 3.労働衛生教育に関すること。
- 4.労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

事業者に対して、労働者の健康管理等に関する勧告すること。

※事業者は産業医の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

少なくとも毎月1回、作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じること。

作業場等の巡視に関しては・・・

事業者から産業医に所定の情報が毎月提供される場合には、産業医の作業場等の巡視の頻度を、毎月1回以上から2か月に1回以上にすることが可能。（巡視の頻度の変更には事業者の同意が必要。）

産業医の選任

事業場規模（常時使用する労働者数）	産業医の選任数	専属の産業医が必要な事業場
50人以上500人未満	1人以上	—
500人以上1,000人未満		※1
1,000人以上3,000人以下		※2
3,001人以上	2人以上	

専属の産業医が必要な事業場

- ※1 一定の有害な業務（安衛則13条1項2号で定める特定業務）に従事する労働者が常時500人以上である事業場
- ※2 常時1,000人を超える労働者を使用する全ての事業場

産業医への情報提供

産業医を選任した事業者は、次の①～③の情報を産業医へ提供しなければなりません。

※情報提供の方法は書面が望ましく、予め、事業場ごとに事前に決めておくことが望ましいとされています。

提供しなければならない情報	提供時期
健康診断・（長時間労働者・高ストレス者への）面接指導実施後の就業上の措置の内容（措置しない場合はその旨と理由）	医師の意見聴取後、遅滞なく ※「おおむね1月以内」
長時間労働者（1月あたり80時間超の時間外・休日労働）の氏名、超過時間	算定後、すみやかに ※「おおむね2週間以内」
労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を行うために必要と認めるもの	求められた後、すみやかに ※「おおむね2週間以内」

安全衛生推進者等の職務

1. 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む）の点検および使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
 2. 作業環境の点検（作業環境測定を含む）および作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
 3. 健康診断および健康の保持増進のための措置に関する事
 4. 安全衛生教育に関する事
 5. 異常な事態における応急措置に関する事
 6. 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関する事
 7. 安全衛生情報の収集および労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事
 8. 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事
- ※衛生推進者にあつては、衛生に係る業務に限る。

※衛生推進者にあつては、上記のうち衛生に係る業務に限られます。

安全・衛生委員会の設置

	安全委員会	衛生委員会
設置基準	①常時使用する労働者50人以上 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業	常時使用する労働者50人以上の全業種
	②常時使用する労働者100人以上 製造業（物の加工業を含む。なお、①に掲げるものを除く）、運送業（①に掲げるものを除く）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	

安全・衛生委員会の設置（続き）

	安全委員会	衛生委員会
委員の構成	①総括安全衛生管理者またはこれに準ずる者 ②安全管理者 ③安全に関し経験を有する労働者	①総括安全衛生管理者またはこれに準ずる者 ②衛生管理者 ③産業医 ④衛生に関し経験を有する労働者

※一体化も可

安全衛生委員会

委員の構成について・・・

①以外の委員については、事業者が委員を指名します。
なお、この内の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合（過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名する必要があります。

安全・衛生委員会の調査審議事項

安全委員会

- 1.労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 2.労働災害の原因と再発防止対策で、安全に関すること。
- 3.その他労働者の危険の防止に関する重要事項。

衛生委員会

- 1.健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- 2.健康の保持増進を図るための基本対策
- 3.労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るもの
- 4.その他労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

※委員会は毎月1回以上開催しなければなりません。

なお、情報通信機器を用いた安全衛生委員会等の開催も要件等を満たせば認められています
([令2.8.27基発0827第1号](#))。

安全衛生教育の概要

安全衛生教育の全体像

1．雇入れ時の教育

労働者を雇い入れたときに、その労働者が担当する業務に関連する事項について行う安全衛生教育。

2．作業内容変更時の教育

労働者が作業内容を変更したときに行う安全衛生教育。教育内容は雇入れ時の教育と同じ。

3．特別教育

ゴンドラ操作の業務など一定の危険・有害な業務に労働者を就かせるときに行う安全衛生教育。特別教育は、業務の種類ごとに教育項目と教育時間が決められている。

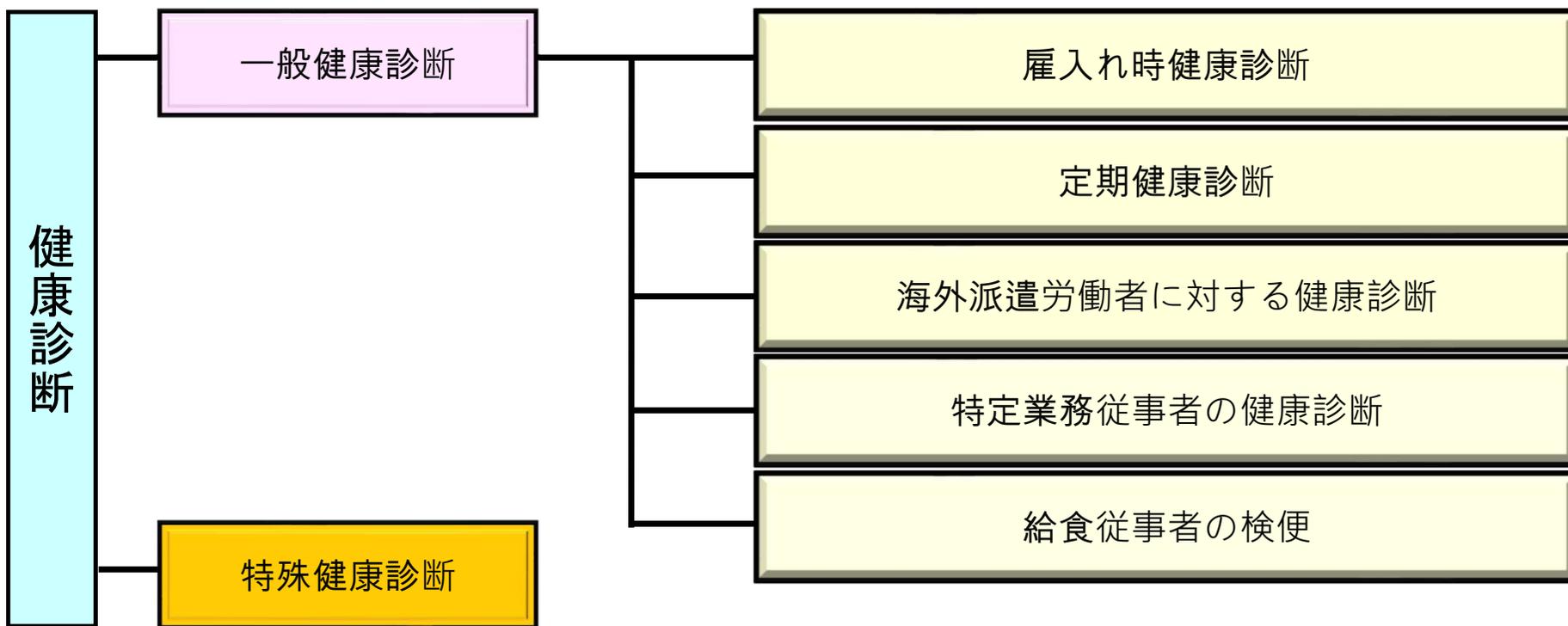
4．職長等の教育（いわゆる新任職長等の教育）

建設業、製造業など一定の業種に新たに職長等に就く労働者に対して行う安全衛生教育。

5．安全衛生水準向上のための教育

危険・有害業務に現に就いている労働者に対して行う安全衛生教育。教育の種類ごとに、教育項目、教育時間などの内容を盛り込んだ指針が公表されている。

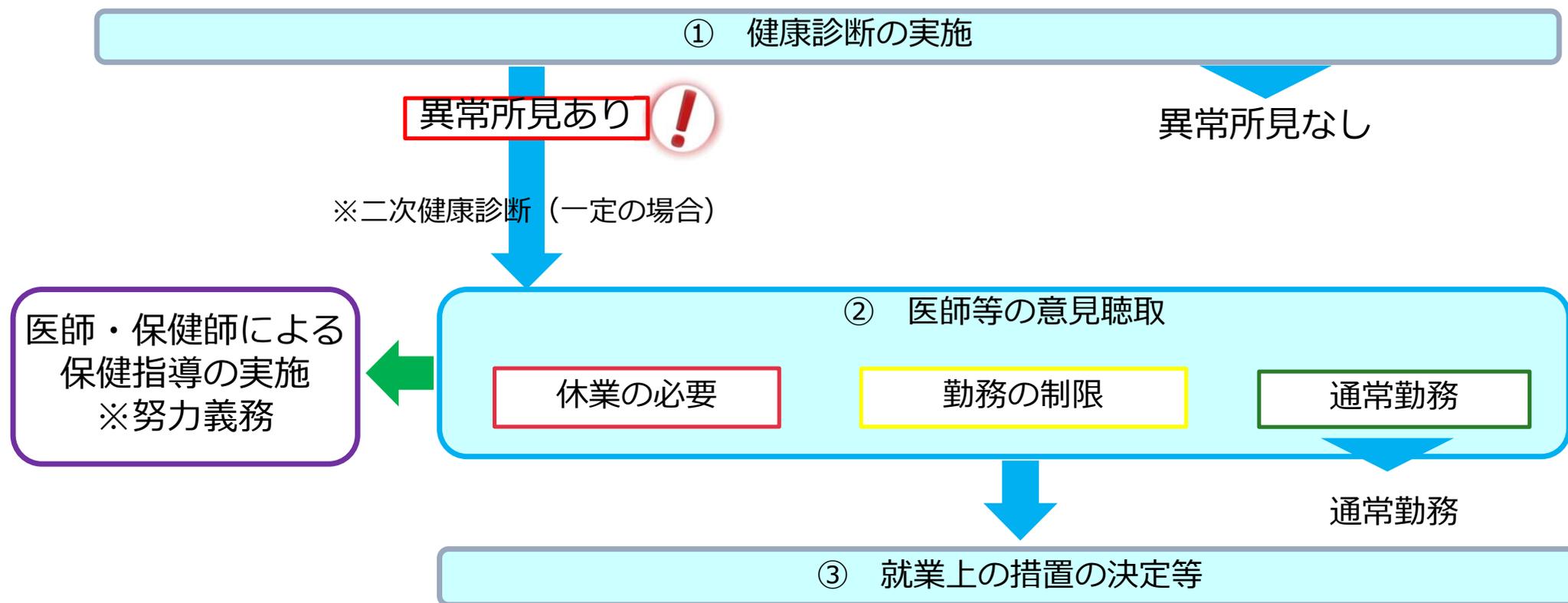
健康診断の全体像



健康診断の種類等

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断	常時使用する労働者	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断	安衛則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

健康診断の実施と事後措置



ストレスチェック制度の位置づけ

＜メンタルヘルス対策の体系＞（労働者の心の健康の保持増進のための指針）

体制整備

- 衛生委員会等での調査審議
- 事業場内の体制整備

メンタルヘルス不調の未然防止
（労働者のストレスマネジメントの向上及び
職場環境等の把握と改善）（一次予防）

発見と適切な対応
（二次予防）

職場復帰支援
（三次予防）

具体的取組

- 労働者のストレスマネジメントの向上
 - ・ 教育研修、情報提供
 - ・ セルフケア
- 職場環境等の把握と改善
 - ・ 過重労働による健康障害防止
 - ・ 職場でのパワハラ・セクハラ対策

ストレスチェック等により未然防止の取組を強化

- **ストレスチェックと面接指導制度**

- 上司、産業保健スタッフ等による相談対応、早期発見と適切な対応

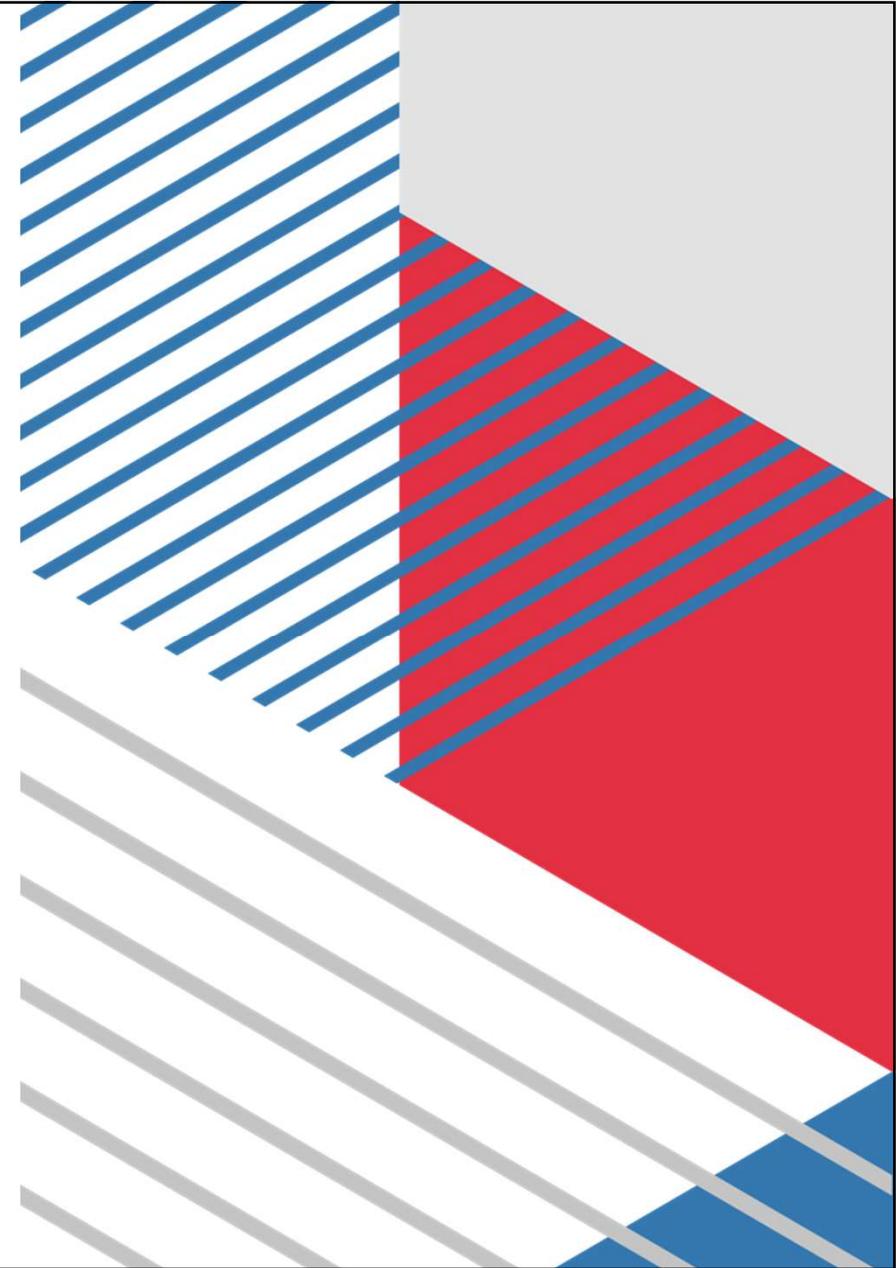
- 職場復帰支援プログラムの策定、実施
- 主治医との連携

厚生労働省「改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について」より

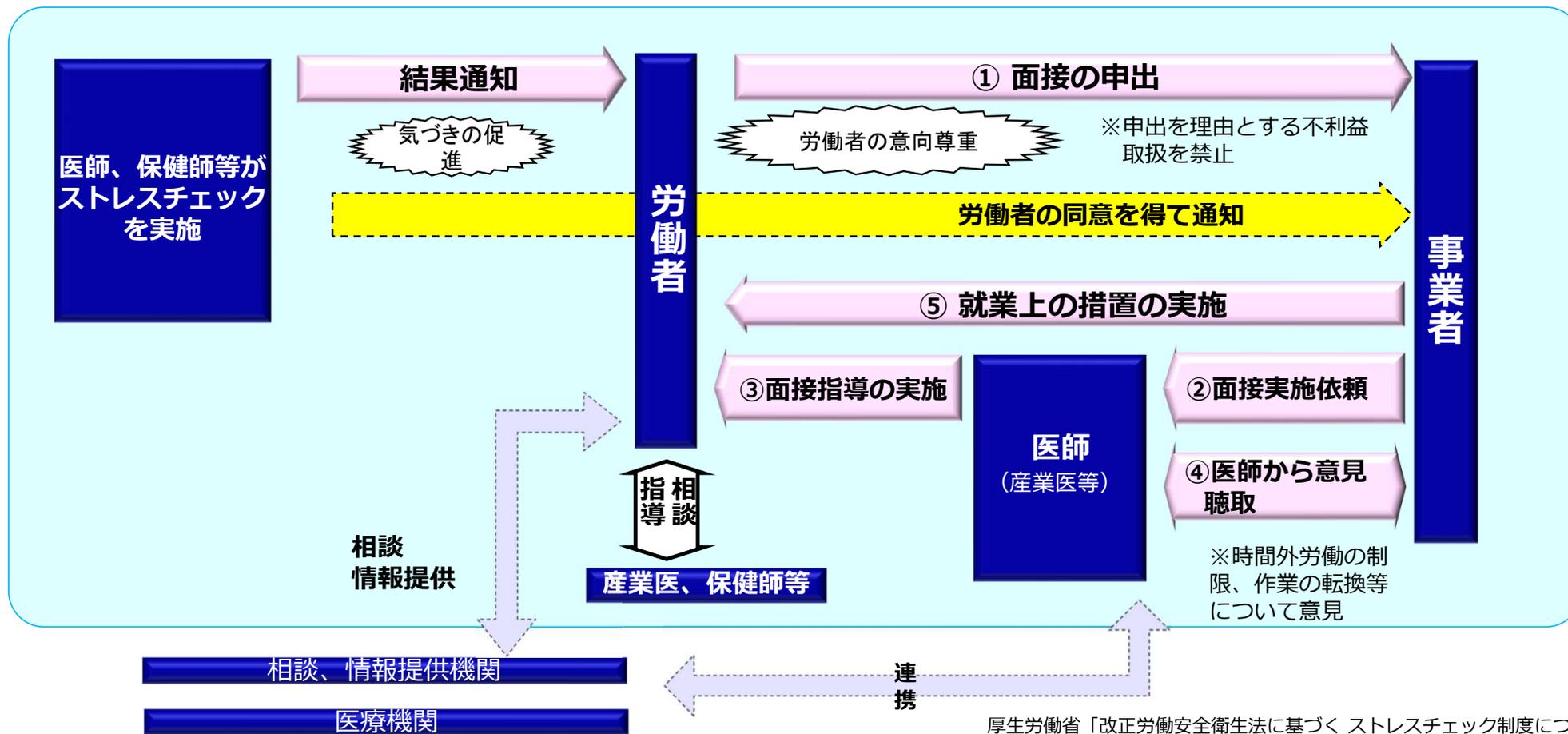
ストレスチェック制度の位置づけ (続き)

メンタルヘルス不調の未然防止のためには、①職場環境の改善等により心理的負担を軽減させること（**職場環境改善**）②労働者のストレスマネジメントの向上を促すこと（**セルフケア**）が重要。

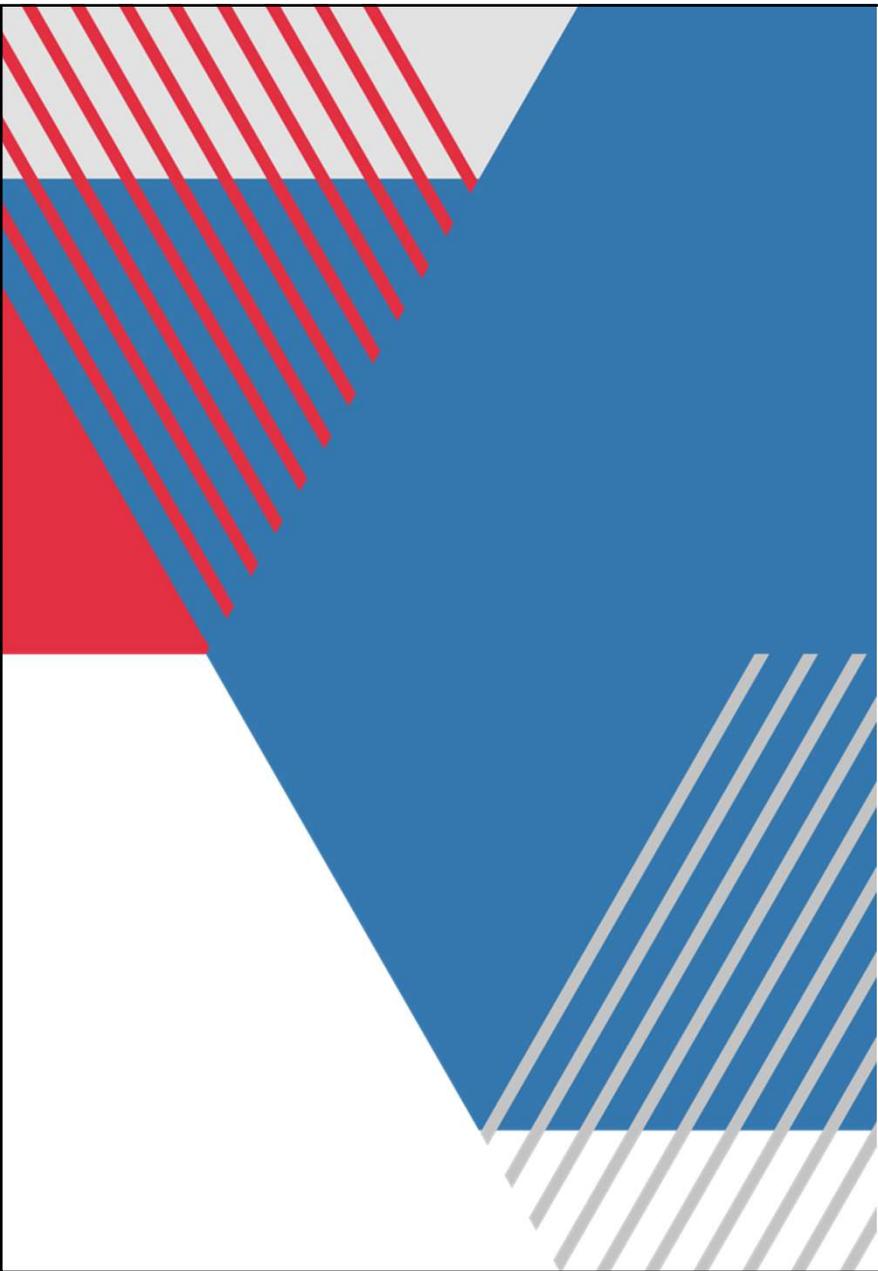
このため、ストレスチェック制度を設け、労働者の心理的な負担の程度を把握し、**セルフケア**や、**職場環境の改善**につなげ、メンタルヘルス不調の未然防止のための取組（一次予防）を強化する。



ストレスチェックの流れ



厚生労働省「改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について」より



御清聴、
ありがとうございました。

ZOOMを閉じると

アンケートフォームが出てきます

アンケートへのご協力をよろしくお願いいたします